

契約保養施設ご利用方法

「休暇村」

○予約経路問わず**現地決済**であれば利用補助の対象となります。



○予約成立後、契約保養所利用申込書(組合ホームページからダウンロードできます)に必要事項をご記入いただき、当組合に提出して利用の承認を受けてください。
「施設利用補助券」を利用代表者あてに送付いたします。

※健康保険組合の補助を受けるには、必ず事前にこの手続きが必要です。



○ご利用当日、宿泊施設に到着されましたら、施設利用補助券を提出してください。

※ご利用料金精算時に、組合補助額が控除されます。

【ご注意】

各契約先それぞれ年度内（4/1～3/31）1人1泊ずつ利用の補助を行います。

契約保養施設利用申請書は当組合ホームページよりダウンロードができます。

乳幼児で宿泊費用が不要な場合は補助の対象となりません。

（食事代のみや添い寝で宿泊費用が不要など）

宿泊費用が補助額に満たない場合は、宿泊費用が上限となります。

キャンプ場、日帰り旅行、社員旅行、出張、研修、また契約保養施設の主催とは異なるツアーの場合は補助の対象となりません。

ご利用の際は必ず各施設ホームページをご覧ください。

第三者への転売や利用は禁止します。